

# 地域密着型特別養護老人ホーム 笑顔いちばんの家 重要事項説明書

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明させていただきます。

この「重要事項説明書」は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1 入居に当たっての留意事項

入居対象者は、原則要介護度3以上の方、特例により入居が認められた要介護1～2の方が対象となります。

## 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 笑顔いちばん
代表者氏名	理事長 山口 専太郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県各務原市鵜沼羽場町八丁目5-1 TEL 058-216-8300 FAX 058-216-8301
法人設立年月日	令和4年12月5日

## 3 入所者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	地域密着型特別養護老人ホーム 笑顔いちばんの家
介護保険指定 事業所番号	2190500492号
事業所所在地	岐阜県各務原市鵜沼羽場町八丁目5-1
連絡先	電話番号：058-216-8300 FAX番号：058-216-8301

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運 営 の 方 針	<p>施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとしします。また、入居者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとしします。</p>
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 事業所の施設概要

建物の構造	二階建（木造耐火構造）
敷地面積 （延べ床面積）	2, 995. 00㎡ （1, 689. 21㎡）
開設年月日	令和6年3月1日
入所定員	39名（うち、10名短期入所生活介護を含む）

#### <主な設備等>

居室数	個室39室
共有リビング室	1室
家族室兼相談室	1室
医務室	1室
浴室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽
食堂兼機能訓練室	4室
併設事業所	（介護予防）短期入所生活介護（第2170502427号）

### (4) 利用定員

利用定員内訳	19名	2ユニット
--------	-----	-------

### (5) 事業所の職員体制

管理者	阿南 智美
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	嘱託医1名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	常勤 1名
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	常勤 1名

看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	常勤 2名 機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努めます。	看護職員が兼務
介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	7名以上
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1名以上
事務員	事務等、その他業務を行います。	1名以上

#### 4 提供するサービスの内容及び費用について

##### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
地域密着型施設サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画を作成します。</li> <li>2 作成した地域密着型施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。</li> <li>3 地域密着型施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。</li> <li>4 計画作成後においても、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</li> </ol>
食 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理栄養士又は栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</li> </ol>
入 浴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。</li> <li>2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ol>
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。
社会生活上の便宜	1 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 2 行政機関に対する手続きが必要な場合において、入居者及び家族の状況によっては、代行致します。
見守り機器	当施設は、見守り機器をベッドに設置しております。この機器は画像や映像を撮影するものではなく入居者一人ひとりの睡眠状況等の把握を行いながら、状況にあったケアに取り組むために設置しているものです。

## (2) 利用料

別途利用料金表参照

入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日前後に入所者あてにお届け（郵送）します。</p>
(2) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、毎月10日前後に請求書をお送りします。毎月26日に口座引き落としの方法でお支払いいただきます。入金確認後、領収書を発行します。お支払いは口座引き落としに限らせて頂きます。（振替手数料は利用者負担となります）御契約の際に預金口座振替依頼書の記入をお願いします。</p>

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5 感染症対策及び衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 7 緊急時等における対応方法

事業所において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 木田医院ファミリークリニック 所在地 〒504-0829 各務原市蘇原希望町1丁目7-1 電話番号 058-383-5010 FAX番号 058-389-0685 受付時間 8:40~19:00 診療科 内科、小児科、緩和ケア内科
	医療機関名 五島医院 所在地 〒509-0104 各務原市各務おがせ町9丁目3 電話番号 058-384-0122 FAX番号 058-370-5438 受付時間 8:00~ 診療科 内科

【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	医療機関名 ひまわり矯正・小児歯科 所在地 〒504-0907 各務原市那加住吉町2丁目12-2 電話番号 058-382-9955 FAX番号 受付時間 9:30~17:00 診療科 小児歯科、小児矯正歯科、一般歯科
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 事業所は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	所在地 各務原市那加桜町1丁目69番地 電話番号 058-383-2067（直通） ファックス番号 058-383-6365（直通） 受付時間 8:30~17:15（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄（ ） 住所 電話番号 携帯番号 勤務先

なお、損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

## 9 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 阿南 智美 ）
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・10月）
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 10 サービス利用上の留意事項

介護保険施設においては、他にも大勢入居者がいらっしゃいます。他の方の迷惑にならないように、次の項目について留意してください。これらの項目に再三にわたって違反する場合は、退所となることがあります。

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"><li>・面会の時は、その都度玄関にある来客カードに氏名などをご記入のうえ事務職員にお渡し頂いて、検温終了後に家族室にお入りください。</li><li>・風邪、その他伝染性疾患にかかっている方はご遠慮ください。</li><li>・食べ物を持ち込む場合には、必ず生活相談員にお声をお掛け下さい。餅類、生もの類は必ず担当介護員にご相談ください。又、飲み込みの悪い入居者も生活しておりますので、他の人に対して持ち込み、差し入れ等は禁止させていただきます。</li><li>・面会時間は原則9：00～16：00です。</li></ul> ※来客カードについては、当施設側の把握の目的で使用しているものであり、面会状況等の情報を開示するものではありません。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"><li>・医師から外出を禁じられている場合を除いて、特に制限はありません。生活相談員に外出・外泊届けを出してください。</li><li>・特に外泊される場合には食事発注の兼ね合いもあり、5日前までにご連絡ください。原則として、家族の付き添いが必要です。送迎支援は一切行いません。</li></ul>
医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"><li>・傷病等の程度により入居者が外部の医療機関に通院する場合、送迎についてはご対応致しますが、その付き添いについては、ご家族等による対応をお願い致します。</li></ul>
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償させて頂くことがあります。</li></ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設内禁煙となっております。</li><li>・施設内飲酒は原則禁止となっております。</li></ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"><li>・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。</li></ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則入居者及び家族、身元引受人の方の管理とさせていただきます。入居者ご本人の管理による紛失、盗難等に関して、当施設は一切責任を負いません。</li></ul>
宗教・政治活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。なお、個人の範囲内での信条、宗教を制限するものではありません。</li></ul>

## 11 事業者及びサービス従事者の義務

- (1) サービスの提供において、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認をします。
- (3) 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新のための必要な援助を行います。

- (4) 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、7年間保管するとともに、入居者又は身元引受人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。

## 1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 片桐 良
- 受付時間 8：30～17：30
- 苦情解決責任者 施設長 阿南 智美

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 地域密着型特別養護老人ホーム 笑顔いちばんの家	所在地 各務原市鵜沼羽場町八丁目5-1 電話番号 058-216-8300 ファックス番号 058-216-8301 受付時間 8:30～17:30
【事業者の窓口】 (第三者委員) 鵜沼地区民生委員 林 真寿美	所在地 岐阜県各務原市鵜沼羽場町 7-187-3 電話番号 058-370-4831
【市町村（保険者）の窓口】 各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	所在地 各務原市那加桜町1丁目69番地 電話番号 058-383-2067（直通） 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1 電話番号 058-275-9826 受付時間 8:30～17:00（土日祝は休み）
【岐阜県社会福祉協議会】 岐阜県適正化委員会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1 電話番号 058-278-5136 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

## 1 3 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとし、</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p>
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）</p>
(3) 個人情報の使用について	<p>① 当事業所では、事業所のパンフレットや利用者向けのお便り、ホームページ等を作成する場合、利用中の様子を撮影した写真を無記名にて使用させていただきたいと思っております。 下記のご希望の項目に○をつけて下さい。 ( ) 写真を使用しても良い ( ) 写真を使用しないで欲しい</p> <p>② 科学的介護の推進により、利用者に対してのケアの向上を図る観点から厚生労働省に対して、利用者の年齢・介護度・身体機能の状態等につきまして、定期的にデータ提出をさせていただきます。さらに、提出した情報をもとにフィードバックを受け、より良いケアの提供が出来るよう支援いたします。</p>

#### 1.4 虐待の防止について

事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	片桐 良
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 15 身体的拘束について

事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 16 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。（プライベートな空間（居室等）で発生した場合にも同様の取り扱いとします）

## 17 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね4月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 18 看取りについて

「特別養護老人ホーム笑顔いちばんの家 看取りに関する指針」に基づく看取り介護を行います。入居者が医師の診断による終末期を迎えられた時、入居者本人及び家族が施設でのターミナルケアを希望した場合に限り、入居者の意志と尊厳を守る介護を実施します。尚、看取り介護の実施にあたっては厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に 入居者及びその家族と必要な情報の共有等に努めます。

## 19 施設を退居していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- (1) 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (2) 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (4) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 入居者から退居の申し出について
  - 1 入居者は、本契約の契約期間中、本契約を解約することができます。この場合、入居者は契約の終了希望日の30日前までに事業者へ通知するものとします。
  - 2 入居者が第1項の通知を行わず居室から退去した場合、事業者は入居者の解約の意思の有無を確認するものとします。
  - 3 前項の場合において、入居者が解約の意思を表明したときは、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
    - ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
    - ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を実施しない場合
    - ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
    - ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
    - ⑤ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (6) 事業者から退居の申し出について

次の各号のいずれかに該当する場合、本契約は終了するものとします。

  - ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
  - ② 入居者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告の日から14日以内に支払われない場合

- ③ 入居者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が他の介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム等に入所した場合
- ⑥ 入居者及びその家族等が、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等が相当な範囲を超え、尚且つ職員の就業環境が害されることが生じた場合で再三の注意を受けても改善が見られない場合
- ⑦ 入居者が要介護認定において自立又は要支援と判定された場合（要介護1・2と判定された場合には特例入居の要件に該当するか判断が必要となります。）
- ⑧ 入居者が死亡した場合

(7) 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の居住費及び利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。3ヶ月以内に退院が見込まれた場合でも、入居者の心身の状況により入居をお断りする場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(8) 入院期間中の利用料金

① 入院期間中の利用料金については、所定の居住費及び介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。又、必要な場合には、おむつは実費にて用意いたします。

② 入院期間中に、短期入所生活介護の利用（空床利用）として、他利用者が居室を利用することもありますので予めご了承ください。また、その期間は所定の居住費及び介護保険から給付される費用の一部については、お支払いいただく必要はありません。尚、その間のお荷物に関しては事業所にて保管・管理いたします。退院時には現状にお戻しすることといたします。

## 20 円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- (ア) 適切な病院もしくは診療所又は介護保健施設等の紹介
- (イ) 居宅介護支援事業者の紹介
- (ウ) その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

※ 入居者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として（介護保険から給付される費用の一部）ご負担いただきます。

## 2.1 残置物の引取について

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。又、引越しにかかる費用や廃棄する際の費用は、入居者又は身元引受人にご負担いただきます。

## 2.2 食物アレルギー・禁忌への対応について

当施設では事前にお申し出のあった場合、食物アレルギー・禁忌に関してできる限りの対応に取り組んでおりますが、特定のアレルゲンを完全に除去する事が難しい状況です。

以下のような場合には、当施設は、責任を負うことはできませんのでご理解下さい。

- ① 同一厨房内での全ての食材の調理や、調理機器・食器洗浄機器を共通に使用することにより、調理過程において微量のアレルゲン含有成分が2次的に混入する場合。
- ② 卵、エビなどの単一の原材料ではなく、当施設で調理していない加工食品、調味料等にアレルゲンが含まれる場合。
- ③ 事前に申告いただいたアレルギー食品に誤りがあった場合（下記参照）
- ④ その他、一般的な現在の旅館の食物アレルギー対応基準に照らし、予見困難なアレルゲンの混入があった場合

下記より該当する項目を○で囲んでください。

・アレルギー・禁忌の有無（まるで囲んでください）

あり

なし

・「あり」の場合の、アレルギー・禁忌の食品名

① _____	② _____	③ _____
④ _____	⑤ _____	⑥ _____
⑦ _____	⑧ _____	⑨ _____

※ ご同意頂けない場合、あるいはお客様の安全第一を考え当施設が対応困難と判断した場合には、お食事の提供を辞退させて頂いております。ご自身でお食事を準備していただくこととなりますのでご了承ください。

## 2.3 交付等書類について

当該重要事項説明書のほか、所記録の交付等が生じた場合は説明及び同意を得るものとする。

## 2.4 サービス提供の記録

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から7年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

## 25 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

## 26 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「各務原市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成 25 年各務原市条例第 8 号）」の規定に基づき、入居者に説明を行いました。

事業者	所在地	岐阜県各務原市鵜沼羽場町八丁目 5 - 1
	法人名	社会福祉法人 笑顔いちばん
	代表者名	理事長 山口専太郎 印
	事業所名	地域密着型特別養護老人ホーム 笑顔いちばんの家
	説明者氏名	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印